

平成25年8月の主な動き、取組

1 厳しい雇用失業情勢への対応（平成25年6月内容）

有効求人数	27,992 人	対前年同月比	5.7%増
有効求職者数	42,705 人	対前年同月比	6.4%減
有効求人倍率	0.74 倍	対前月	0.03P 増

- ・引き続き、各種支援事業、求職者支援制度、各種助成金などの活用による就職促進
- ・引き続き、積極的な求人開拓の実施
- ・若者、女性、障害者、高年齢者の就業実現

2 「ＵＩターンフェア“かごしま”&県内就職合同面接会」を開催

雇用対策の一環として、県内企業の人材確保を図るため、また県内企業の中核的な人材となるようなＵＩターン希望者や県内での就職を希望する方の県内就職を促進するため、就職面接会「ＵＩターンフェア“かごしま”& 県内就職合同面接会」を、鹿児島労働局、県内ハローワーク及び鹿児島県の三者で、夏の帰省時期を考慮して、別表のとおり開催します。

6月の有効求人倍率は0.74倍で、 前月を0.03ポイント上回る

鹿児島県の6月の有効求人倍率（季節調整値）は0.74倍となり、前月（0.71倍）を0.03ポイント上回りました。

新規求人倍率（季節調整値）は1.13倍となり、前月（1.20倍）を0.07ポイント下回りました。

新規求人数は前年同月に比べ1.4%増と15ヶ月連続の増加となりました。

産業別では、建設業（16.1%増）は6ヶ月連続の増加、卸売業、小売業（2.5%増）は6ヶ月連続の増加、医療、福祉（3.1%増）は5ヶ月ぶりの増加、サービス業（5.9%増）は3ヶ月ぶりの増加となりました。一方、製造業（15.9%減）は2ヶ月ぶりの減少、運輸業、郵便業（0.5%減）は5ヶ月ぶりの減少、宿泊業、飲食サービス業（5.5%減）は2ヶ月連続の減少となりました。

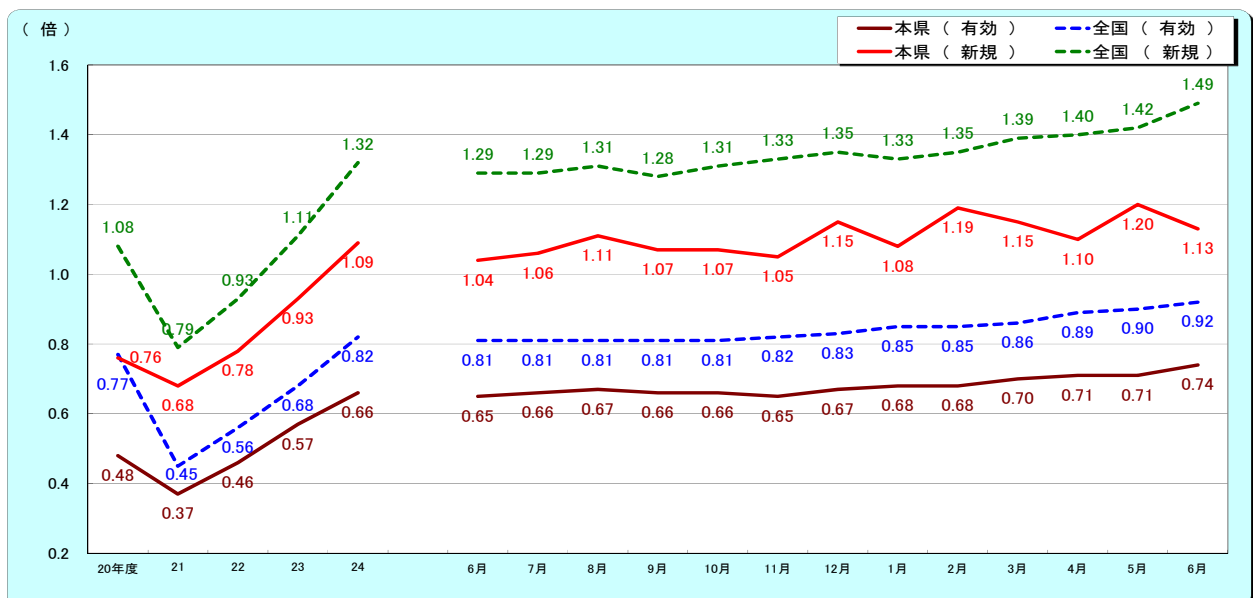
新規求職者数は前年同月に比べ9.2%減と8ヶ月連続の減少となりました。

新規常用求職者について態様別に前年同月比でみると、在職求職者（6.9%減）は3ヶ月ぶりの減少、離職求職者（8.0%減）は8ヶ月連続の減少、無業求職者（16.5%減）は20ヶ月連続の減少となりました。離職求職者の内訳では事業主都合離職者（9.5%減）は4ヶ月連続の減少、自己都合離職者（7.7%減）は2ヶ月連続の減少となりました。

政府の7月の月例経済報告では、景気の基調判断を、「景気は、着実に持ち直しており、自律的回復に向けた動きもみられる。」とし3ヶ月連続上方修正しました。また、雇用情勢については、「厳しさが残るものの、改善している」として据え置きました。

鹿児島県の雇用情勢は、有効求人倍率（季節調整値）の改善傾向は続いているものの、新規求人数の増加傾向が一部の業種（建設業、卸売業・小売業）に限られ、全体としては新規求人数の伸びに鈍化傾向がみられることから、今後の動きには注視が必要と思われます。

鹿児島労働局では、現下の雇用情勢に適切に対応するため、若者・女性・障害者・高齢者の就業実現、地域の実情を踏まえた公共職業訓練や求職者支援訓練の推進、就職困難者等すべての求職者の就労に向けた重層的なセーフティネットの構築による就労・生活支援対策に積極的に取り組み、今後とも一層効果的な行政の展開に努めてまいります。



ＵＩターンフェア“かごしま”＆県内就職合同面接会を開催します

首都圏等への経済機能、人材等の集中が進展する中で、地方圏においては、技術、知識を有する人材の不足などが生じる一方、ＵＩターンにより就業、起業及び地域の社会貢献を目指す方々や県内での就職を希望する方々に対する対応が求められております。

鹿児島県内の雇用情勢をみてみますと、平成２５年３月卒の新規学卒者の就職内定率は、高校、短大、大学ともに前年度を上回ったものの、県内景況としては個人消費が弱含んでいるなど、今後の動きには引き続き注視が必要な状況です。

また、６月の有効求人倍率は０．７４倍となり、前年同期を０．０６ポイント上回り改善の傾向にありますが、全国の有効求人倍率と比べ依然として低い水準で推移しており、本県の雇用情勢は厳しい状況にあります。

このような状況を受け、国・県におきましては、関係機関と連携を図りながら、雇用の確保と新規雇用の創出に向けた取り組みを実施しております。

この雇用対策の一環として、県内企業の人材確保を図るため、また県内企業の中核的な人材となるようなＵＩターン希望者や県内での就職を希望する方の県内就職を促進するため、就職面接会「ＵＩターンフェア“かごしま”＆県内就職合同面接会」を、鹿児島労働局、県内ハローワーク及び鹿児島県の三者で、夏の帰省時期を考慮して、次の表のとおり開催しますので是非御参加ください。

開催日時	８月１２日（月）１２：３０～１６：３０ （受付 １２：００～１５：００）
開催場所	城山観光ホテル ※ 鹿児島中央駅、天文館、朝日通りからホテルのシャトルバスが運行
実施内容	・企業との就職面接会（履歴書【必要数】持参） ・ハローワーク職員による職業相談 ・専門職員による農・林・水産業相談 ・県内ハローワークの求人情報等の提供 ・その他各種就業支援コーナー
企業情報	参加企業をホームページで公開しています。 ＨＰアドレス： http://www.pref.kagoshima.jp/af04/sangyo-rodo/ui/annai/uifea.html
参加費等	・参加費は無料です。 ・来春卒業予定の大学・短大・専修学校等の学生も参加できます。
主 催	鹿児島労働局・県内ハローワーク・鹿児島県
連 絡 先	鹿児島県ふるさと人材相談室〔県庁雇用労政課内〕 （電話099-250-6855 フリーダイヤル0120-445106）

Uターンフェア “かごしま” & 県内就職合同 面接会

8/12
12:30～16:30
(受付 / 12:00～15:00)

鹿児島でつかもう！未来への夢！

参加費
無料

事前にチェック!! 参加企業をホームページで公開

検索は

鹿児島Uターンフェア

検索

城山観光ホテルで開催します。

※鹿児島中央駅、天文館、朝日通りから
ホテルのシャトルバスが運行

来春卒業予定の大学・短大・専修学校等の学生も参加できます。

企業との就職面接会(履歴書【必要数】持参)、ハローワーク職員による職業相談、専門職員による農・林・水産業相談、その他各種就業支援コーナー



鹿児島県ふるさと人材相談室

(県庁雇用労政課内)

電話
主催

099-250-6855 フリーダイヤル 0120-445106

鹿児島県・鹿児島労働局・県内ハローワーク

平成 25 年上半期の労働災害発生状況を発表

平成 25 年（6 月末時点）において、鹿児島県内で発生した休業 4 日以上の死傷者数は 655 人で、前年同期に比べて 6 人（0.9%）減少しています。また、死亡者数は 3 人で、前年同期に比べて 7 人（70.0%）減少しています。

第 12 次労働災害防止計画の重点業種に位置付けられている第三次産業（小売業・社会福祉施設・飲食店）、陸上貨物運送事業、建設業、製造業に着目した死傷者数をみると、昨年同期に比べて増加したのは、建設業（14.0%増）及び陸上貨物運送事業（10.3%増）であり、昨年同期に比べて減少したのは、製造業（4.0%減）及び第三次産業（11.7%減）となっています。しかしながら、第三次産業のうち小売業（33.3%増）及び飲食店（27.3%増）は増加しており、減少しているのは社会福祉施設（48.1%減）にとどまっています。

これらの労働災害の発生状況の変化を踏まえ、今後とも、第 12 次労働災害防止計画に基づく労働災害防止対策に取り組み、さらなる指導や啓発を実施してまいります。

（労働基準部健康安全課）

平成 25 年における労働災害発生状況

— 6 月末 —

平成 25 年 7 月

鹿児島労働局労働基準部健康安全課

1 概況

死傷災害については、平成 25 年 6 月末現在、655 人で前年同期に比べて△6 人、0.9%減少している。

死亡災害については、平成 25 年 6 月末現在、3 人で、前年同期に比べて△7 人、70.0%減少している。

重大災害については、平成 25 年 6 月末現在、3 件 11 人で、前年に比べて 2 件 6 人増加している。

2 死傷災害の発生状況

(1) 業種別発生状況

ア 第三次産業では、死傷者数は 218 人となっており、前年同期に比べ△29 人、11.7%減少している。

イ 第三次産業のうちの小売業では、死傷者数 64 人となっており、前年同期に比べ 16 人、33.3%増加している。

ウ 第三次産業のうちの社会福祉施設では、死傷者数は 28 人となっており、前年同期に比べ△26 人、48.1%減少している。

エ 第三次産業のうちの飲食店では、死傷者数は 14 人となっており、前年同期に比べ 3 人、27.3%増加している。

オ 陸上貨物運送事業では、死傷者数は 75 人となっており、前年同期に比べ 7 人、10.3%増加している。

カ 建設業では、死傷者数は 122 人となっており、前年同期に比べ 15 人、14.0%増加している。

キ 製造業では、死傷者数は 144 人となっており、前年同期に比べ△6 人、4.0%減少している。

ク 林業では、死傷者数は 23 人となっており、前年同期に比べ△1 人、4.2%減少している。

(2) 事故の型別発生状況

ア 全産業において、事故の型別の死傷者数が最も多いのは、「墜落・転落」で、168 人(25.6%)となっている。以下、「転倒」の 128 人(19.5%)、「はさまれ・巻き込まれ」の 84 人(12.8%)、「飛来・落下」の 53 人(8.1%)、「切れ・こすれ」の 49 人(7.5%)、「動作の反動・無理な動作」の 45 人(6.9%)の順になっている。

イ 第三次産業のうち小売業において、事故の型別の死傷者数が最も多いのは、「転倒」で、17 人(26.6%)となっている。以下、「墜落・転落」の 13 人(20.3%)、「切れ・こすれ」の 10 人(15.6%)、「飛来・落

下」の5人(7.8%)、「交通事故」の4人(6.3%)と続いている。

ウ 第三次産業のうちの社会福祉施設において、事故の型別の死傷者数が最も多いのは、「動作の反動・無理な動作」の8人(28.6%)となっている。以下、「転倒」の7人(25.0%)、「墜落・転落」の6人(21.4%)となっている。

エ 第三次産業のうちの飲食店において、事故の型別の死傷者数が最も多いのは、「転倒」で6人(42.9%)となっている。以下、「はさまれ・巻き込まれ」の3人(21.4%)、「高温・低温の物との接触」の2人(14.3%)、「墜落・転落」、「激突」及び「飛来・落下」が、それぞれ1人(7.1%)となっている。

オ 陸上貨物運送事業において、事故の型別の死傷者数が最も多いのは、「墜落・転落」で34人(45.3%)となっている。以下、「転倒」の12人(16.0%)、「激突」の7人(9.3%)、「飛来・落下」の6人(8.0%)、「動作の反動・無理な動作」の5人(6.7%)、「激突され」の4人(5.3%)となっている。

カ 建設業において、事故の型別の死傷者数が最も多いのは、「墜落・転落」で53人(43.4%)となっている。以下、「はさまれ・巻き込まれ」の13人(10.7%)、「飛来・落下」の11人(9.0%)、「転倒」の9人(7.4%)、「切れ・こすれ」及び「激突」の7人(5.7%)、「崩壊・倒壊」、「動作の反動・無理な動作」及び「交通事故」の5人(4.1%)となっている。

キ 製造業において、事故の型別の死傷者数が最も多いのは、「はさまれ・巻き込まれ」で35人(24.3%)となっている。以下、「転倒」の32人(22.2%)、「切れ・こすれ」の19人(13.2%)、「墜落・転落」の18人(12.5%)、「飛来・落下」の15人(10.4%)となっている。

ク 林業において、事故の型別の死傷者数が最も多いのは、「飛来・落下」及び「激突され」の5人(21.7%)となっている。以下、「転倒」及び「はさまれ・巻き込まれ」の3人(13.0%)、「墜落・転落」及び「切れ・こすれ」の2人(8.7%)となっている。

3 死亡災害の発生状況

(1) 業種別発生状況

ア 建設業では、死亡者数は1人となっており、前年同期に比べ△1人、50.0%減少している(4月末と同値)。

イ 製造業では、死亡災害は発生していない。

ウ 林業では、死亡者数は1人(4月末と同値)となっており、前年同期と比べ△2人、66.7%減少している。

エ その他（第三次産業等）では、水産業において死亡者数が１人となっている（４月末と同値）。

（２）事故の型別発生状況

死亡災害の事故の型別発生状況は、林業において「飛来・落下」が、水産業において「おぼれ」が、建設業において「崩壊・倒壊」が、それぞれ１人となっている（４月末と同値）。

４ 重大災害の発生状況

食料品製造業において、換気装置の故障を原因とする急性一酸化炭素中毒により隣室で作業をしていた労働者５名が被災している。

小売業において、交通事故により労働者３名が被災している。

建設業において、脚立からの墜落により労働者３名が被災している。

平成25年における死傷災害発生状況（死亡災害及び休業４日以上の死傷災害）

業種	平成25年（１月～６月）		平成24年（１月～６月）		対24年比較	
	死傷者数(人)	構成比（％）	死傷者数(人)	構成比（％）	増減数(人)	増減率(％)
全産業	655	100.0%	661	100.0%	-6	-0.9%
製造業	144	22.0%	150	22.7%	-6	-4.0%
鉱業	2	0.3%	2	0.3%	0	0.0%
建設業	122	18.6%	107	16.2%	15	14.0%
運輸交通業	80	12.2%	71	10.7%	9	12.7%
貨物取扱業	5	0.8%	6	0.9%	-1	-16.7%
農業	22	3.4%	15	2.3%	7	46.7%
林業	23	3.5%	24	3.6%	-1	-4.2%
畜産・水産業	39	6.0%	39	5.9%	0	0.0%
その他の業種	218	33.3%	247	37.4%	-29	-11.7%
陸上貨物運送事業	75	11.5%	68	10.3%	7	10.3%

（注） 1 労働者死傷病報告より作成したもの
2 「－」は減少を示す。
3 「その他の業種」は、第３次産業で別掲。
4 「陸上貨物運送事業」は、４－３及び５－１の小計。

平成25年における死傷災害発生状況（死亡災害及び休業４日以上の死傷災害）

業種	平成25年（１月～６月）		平成24年（１月～６月）		対24年比較	
	死傷者数(人)	構成比（％）	死傷者数(人)	構成比（％）	増減数(人)	増減率(％)
その他の事業	218	100.0%	247	100.0%	-29	-11.7%
卸売業	18	8.3%	18	7.3%	0	0.0%
小売業	64	29.4%	48	19.4%	16	33.3%
医療保健業	23	10.6%	30	12.1%	-7	-23.3%
社会福祉施設	28	12.8%	54	21.9%	-26	-48.1%
旅館業	5	2.3%	10	4.0%	-5	-50.0%
飲食店	14	6.4%	11	4.5%	3	27.3%
清掃業	13	6.0%	14	5.7%	-1	-7.1%
その他	53	24.3%	62	25.1%	-9	-14.5%

（注） 1 労働者死傷病報告より作成したもの
2 「－」は減少を示す。
3 「その他」は、教育・研究業等の合計値

平成25年における死亡災害発生状況

業種	平成25年（1月～6月）		平成24年（1月～6月）		平成23年（1月～6月）		対24年比較		対23年比較	
	死亡者数(人)	構成比(%)	死亡者数(人)	構成比(%)	死亡者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)	増減数(人)	増減率(%)
全産業	3	100.0%	10	100.0%	10	100.0%	-7	-70.0%	-7	-70.0%
製造業		0.0%	2	20.0%	3	30.0%	-2	-100.0%	-3	-100.0%
鉱業		0.0%		0.0%		0.0%	0	0.0%	0	0.0%
建設業	1	33.3%	2	20.0%	3	30.0%	-1	-50.0%	-2	-66.7%
運輸交通業		0.0%	1	10.0%	1	10.0%	-1	-100.0%	-1	-100.0%
貨物取扱業		0.0%	1	10.0%		0.0%	-1	-100.0%	0	0.0%
農業		0.0%	1	10.0%		0.0%	-1	-100.0%	0	0.0%
林業	1	33.3%	3	30.0%		0.0%	-2	-66.7%	1	#DIV/0!
畜産・水産業	1	33.3%		0.0%	1	10.0%	1	#DIV/0!	0	0.0%
その他の業種		0.0%		0.0%	2	20.0%	0	0.0%	-2	-100.0%
陸上貨物運送事業		0.0%	1	10.0%	2	20.0%	-1	-100.0%	-2	-100.0%

- （注） 1 労働者死傷病報告より作成したもの
2 「－」は減少を示す。
3 「その他の業種」は、第3次産業で別掲。
4 「陸上貨物運送事業」は、4－3及び5－1の小計。

業種、事故の型別死亡災害発生状況（平成25年6月末）

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ巻き込まれ	切れ・こすれ	踏抜き	おぼれ	高温・低温物との接触	有害物との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動無理な動作	その他	分類不能	合計
全産業																						0
製造業																						0
鉱業																						0
建設業					1																	1
運輸交通業																						0
貨物取扱業																						0
農業																						0
林業				1																		1
畜産・水産業										1												1
その他の業種																						0
陸上貨物運送事業																						0

注

- 1 「その他の業種」は、第3次産業で別掲。
- 2 「陸上貨物運送事業」は、4－3及び5－1の小計。

平成25年における重大災害発生状況

業 種	(平成25年1月～6月)			(平成24年1月～6月)			増 減 数		
	件数(件)	死傷者数(人)	死亡者数(人)	件数(件)	死傷者数(人)	死亡者数(人)	件数(件)	死傷者数(人)	死亡者数(人)
全 産 業	3	11	0	0	0	0	3	11	0
製 造 業	1	5	0				1	5	0
鉱 業							0	0	0
建 設 業	1	3					1	3	0
運 輸 交 通 業							0	0	0
貨 物 取 扱 業							0	0	0
農 業							0	0	0
林 業							0	0	0
畜 産 ・ 水 産 業							0	0	0
そ の 他 の 業 種	1	3	0				1	3	0
陸 上 貨 物 運 送 事 業							0	0	0

- (注) 1 重大災害報告より作成したもの。
2 一時に3人以上の労働者が業務上死傷又はり病した災害事故について作成。
3 「－」は減少を示す。
4 被災者が属する業種が複数にまたがる場合には、主たる業種についてのみ計上している。

業 種	(平成25年1月～6月)			(平成24年1月～6月)			増 減 数		
	件数(件)	死傷者数(人)	死亡者数(人)	件数(件)	死傷者数(人)	死亡者数(人)	件数(件)	死傷者数(人)	死亡者数(人)
そ の 他 の 事 業	1	3	0	0	0	0	1	3	0
卸 売 業							0	0	0
小 売 業	1	3	0				1	3	0
医 療 保 険 業							0	0	0
社 会 福 祉 施 設							0	0	0
旅 館 業							0	0	0
飲 食 店							0	0	0
清 掃 業							0	0	0
そ の 他							0	0	0

- (注) 1 重大災害報告より作成したもの。
2 一時に3人以上の労働者が業務上死傷又はり病した災害事故について作成。
3 「－」は減少を示す。
4 被災者が属する業種が複数にまたがる場合には、主たる業種についてのみ計上している。
3 「その他」は、教育・研究業等の合計値

平成25年 業種別死傷災害発生状況（6月末）

鹿児島労働局

	平成25年		平成24年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
0 全産業	655	3	661	10	-6	-7
1 製造業	144		150	2	-6	-2
1 1 食料品製造業	83		96		-13	
4 木材・木製品製造業	8		6		2	
9 窯業土石製品製造業	9		10	1	-1	-1
11～12 金属製品製造業	7		7			
13～15 機械機具製造業	9		11		-2	
上記以外の製造業	28		20	1	8	-1
2 鉱業	2		2			
3 建設業	122	1	107	2	15	-1
3 1 土木工事業	44	1	52	1	-8	
2 建築工事業	66		49	1	17	-1
3 その他の建設業	12		6		6	
4 運輸交通業	80		71	1	9	-1
4 1 鉄道・航空機業	2				2	
2 道路旅客運送業	4		4			
3 道路貨物運送業	74		66	1	8	-1
4 その他の運輸交通業			1		-1	
5 貨物取扱業	5		6	1	-1	-1
5 1 陸上貨物取扱業	1		2		-1	
2 港湾運送業	4		4	1		-1
6 農業	45	1	39	4	6	-3
6 1 農業	22		15	1	7	-1
2 林業	23	1	24	3	-1	-2
7 畜産・水産業	39	1	39			1
8 商業	87		75		12	
8 1 卸売業	18		18			
2 小売業	64		48		16	
3 理美容業			1		-1	
4 その他の商業	5		8		-3	
9 金融・広告業	6		5		1	
11 通信業	5		6		-1	
12 教育・研究業	5		4		1	
13 保健衛生業	52		84		-32	
13 1 医療保健業	23		30		-7	
2 社会福祉施設	28		54		-26	
3 その他の保健衛生業	1				1	
14 接客娯楽業	30		40		-10	
14 1 旅館業	5		10		-5	
2 飲食店	14		11		3	
3 その他の接客娯楽業	11		19		-8	
上記以外の事業	33		33			
10 映画・演劇業	1				1	
15 清掃・と畜業	13		14		-1	
16 官公署			1		-1	
17 その他の事業	19		18		1	
陸上貨物運送事業（4－3・5－1）	75		68	1	7	-1
第三次産業（8～17）	218		247		-29	

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもの。
- ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
- ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
- ④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。

職場における熱中症による労働災害多発が 懸念されます！

鹿児島県内の職場における熱中症による休業４日以上労働災害は平成２４年の７件を含み過去１０年間で４０件（平成１８年発生１度に３人が被災した重大災害１件を含み、被災者数は４２名）発生し、うち４名の方が亡くなっています。

鹿児島労働局では、屋外ばかりでなく屋内作業でも熱中症が発生していることから、６月１１日に建設業及び建設現場に付随して行う警備業並びに製造業を対象業種として県内の８２関係団体の代表者に対し熱中症予防対策（「基本対策」内容の概要は別添「熱中症を防ごう！」）の重点的な取り組みを要請しましたが、これから迎える８月に多発することが懸念されます。

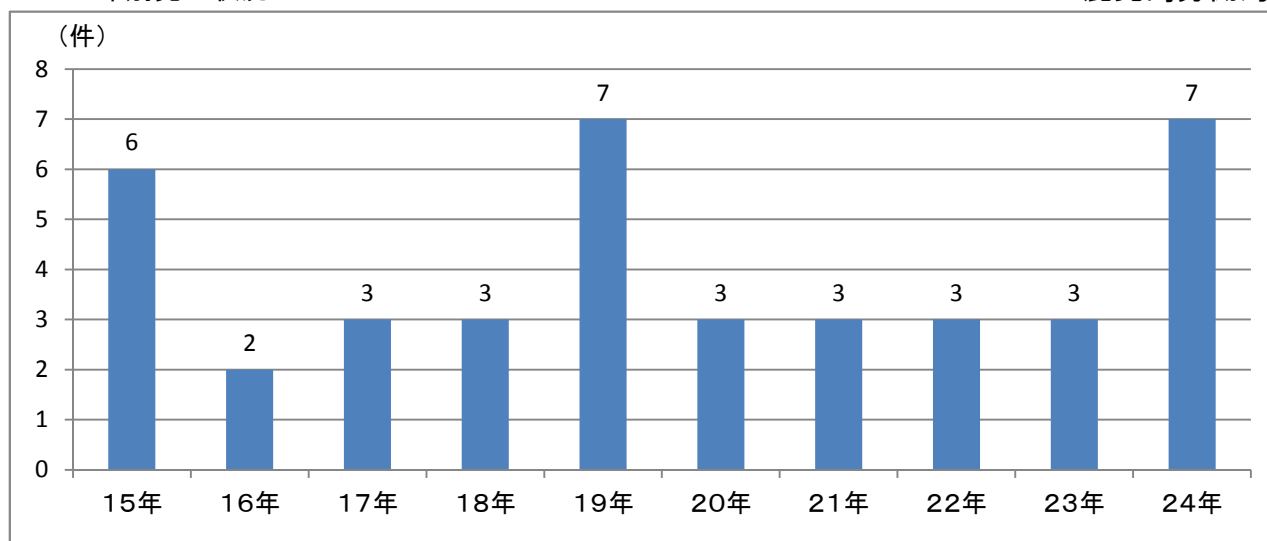
昨年８月もお盆休み明け１週間（１７日～２３日）に集中し５件発生していることから、基本対策である作業環境、作業及び健康管理と労働衛生教育、救急措置の徹底が必要ですが、特に作業管理の中の「熱への順化」、つまりお盆休みにより熱中下での作業（熱へのばく露）が中断されると、４日後には順化の喪失が始まるため、休み明けの作業開始に当たっては徐々に熱中下での作業時間を長くしていく配慮が必要となります。

（労働基準部健康安全課）

熱中症による労働災害発生状況(平成15年～平成24年)

1 年別発生状況

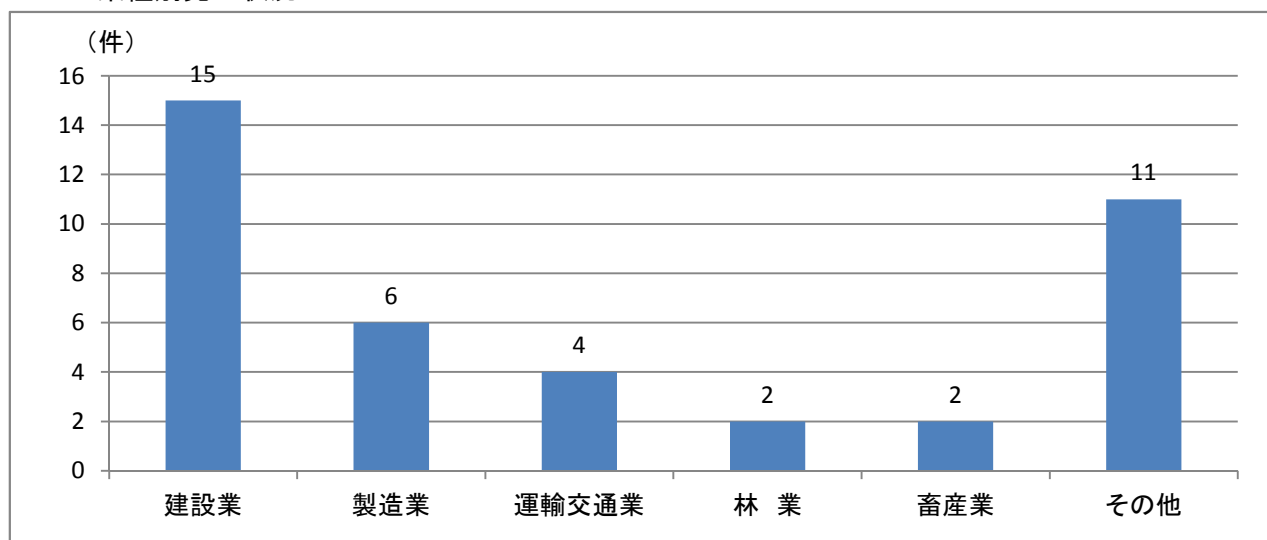
鹿児島労働局



		15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	合 計
被災者数	件 数	6	2	3	3	7	3	3	3	3	7	40
	死亡	1				1			1		1	4
	休業	5	2	3	2	6	3	3	2	3	6	35
	不休				3							3
	合計	6	2	3	5	7	3	3	3	3	7	42

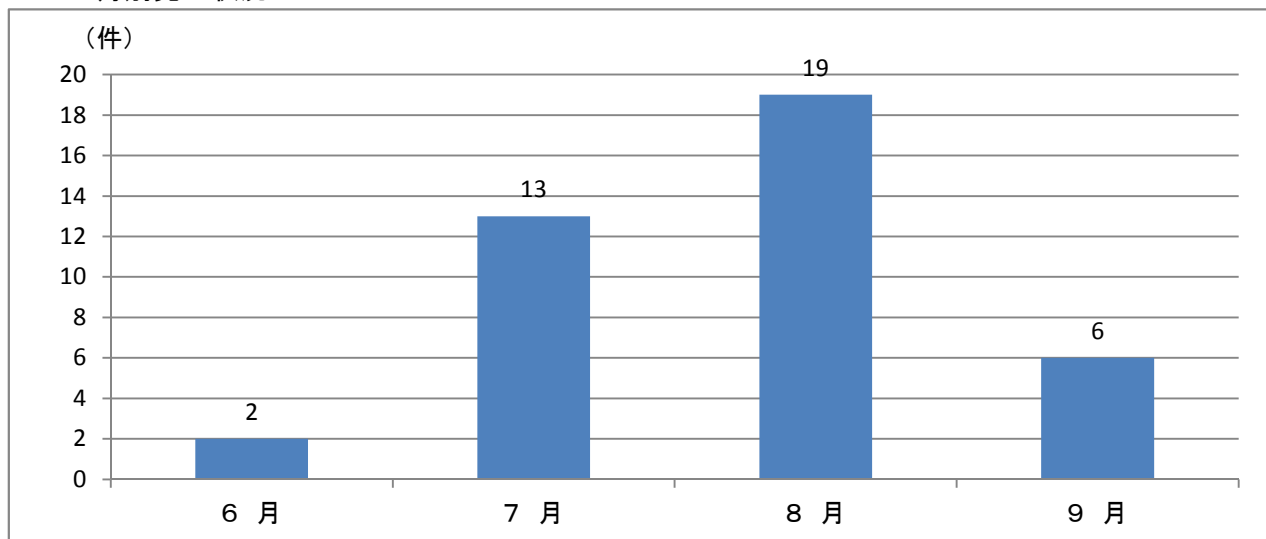
※ 休業災害は休業4日以上、平成18年の不休災害1件は一度に3人発症(重大災害)、以下同じ。

2 業種別発生状況



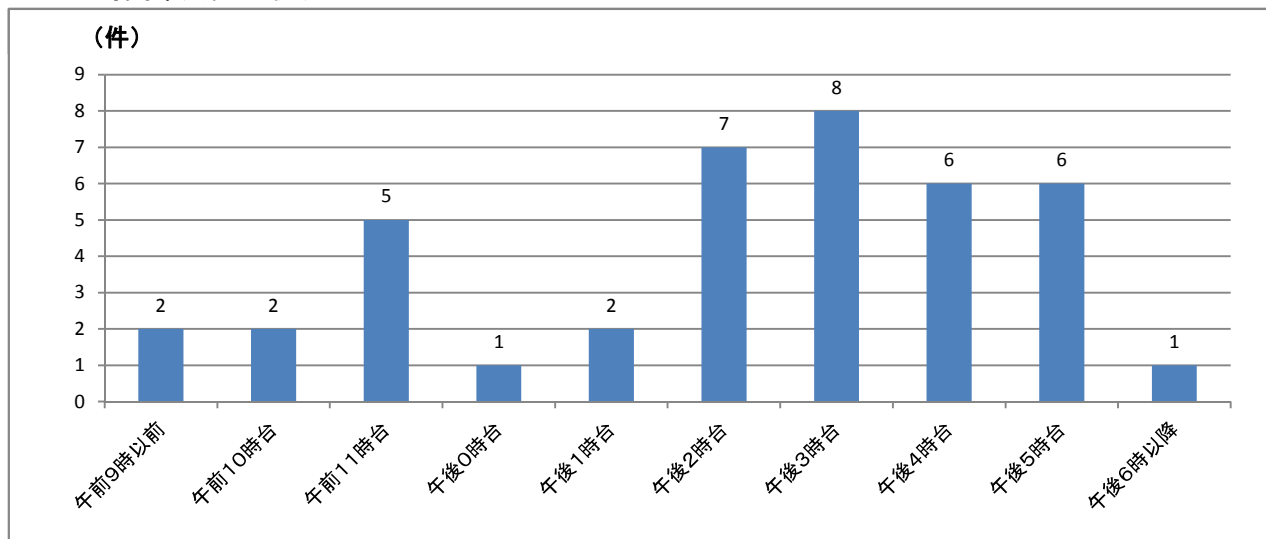
		建設業	製造業	運輸交通業	林 業	畜産業	その他	合 計
被災者数	件 数	15	6	4	2	2	11	40
	死亡	2	1		1			4
	休業	13	5	4	1	2	10	35
	不休						3	3
	合計	15	6	4	2	2	13	42

3 月別発生状況



		6月	7月	8月	9月	合計
件数		2	13	19	6	40
被災者数	死亡		2	1	1	4
	休業	2	10	18	5	35
	不休		3			3
	合計	2	15	19	6	42

4 時間帯別発生状況



		午前9時以前	午前10時台	午前11時台	午後0時台	午後1時台	午後2時台	午後3時台	午後4時台	午後5時台	午後6時以降	合計
件数		2	2	5	1	2	7	8	6	6	1	40
被災者数	死亡						1	2			1	4
	休業	2	2	5	1	2	6	6	5	6		35
	不休								3			3
	合計	2	2	5	1	2	7	8	8	6	1	42

※ 午前9時以前は午前0時台から午前9時台まで、午後6時以降は午後6時台から午後11時台までを指す。

熱中症による労働災害発生状況の概要(平成24年)

鹿児島労働局

署 別	発生年月	事業の種類	災害の程度			災害のあらまし
			死亡	休業	計	
川 内	平成24年7月	その他の電気機械器具製造業		1	1	高温環境下にある工場の焼成炉室内で作業中、午後3時30分頃、休憩のために隣室に移動した時に気分が悪くなり倒れたため、応急措置を行ったが筋肉痙攣を起こしたので救急車で病院へ搬送した。
加 治 木	平成24年7月	一般貨物自動車運送業		1	1	県外の運送先で交通トラブル対応中、午前11時頃、トイレに行きたくなり入ったが出てこないため声をかけたら、トイレ内で倒れており、意識不明であったことから救急車で病院へ搬送した。
鹿 屋	平成24年8月	道路建設工事業	1		1	法面工事に使用したホースの巻き取り作業中、午後3時頃、同僚が休憩の合図をする際にふらついていたため、日陰に移動し座っていたが意識もうろうとなったため、病院に搬送したが、2日後に死亡した。
鹿 児 島	平成24年8月	紙加工品製造業		1	1	工場内で作業中、暑さのため少しずつ気分が悪くなり、午後3時40分に体調確認されたが休憩中の他の者へ気を使い我慢し、そのまま就業、帰宅後も体調が優れなかったため、近くの病院で受診したところ、入院加療が必要であった。
鹿 児 島	平成24年8月	その他の事業		1	1	米貯蔵タンク内で底に残っていた米の排出作業中、午後5時15分頃、熱気で体調が悪くなり、タンク外に出ようとしたが体を動かすことができなくなり、倒れた。
鹿 屋	平成24年8月	畜産業		1	1	鶏舎内で集卵作業中、11時頃、気分が悪くなり同僚が管理棟まで運び、両脇・首を保冷剤で冷やしたが症状が治まらなかったため、救急車で病院へ搬送した。
川 内	平成24年8月	病院		1	1	病院駐車場で午前9時15分から催し用の TENT 等設置作業を開始し、午前11時頃にふらつきがあり尻餅をついていたが、昼休憩後の作業中、午後3時頃、また、ふらついたので休憩した後に病院を受診したら、脱水症状による内臓疾患を発症した。
合 計			1	6	7	

※ 休業災害は休業4日以上である。

(参考)平成18年発生の重大災害(不休)の概要

署 別	発生年月	事業の種類	災害の程度	災害のあらまし
			不休	
鹿児島 (鹿屋)	平成18年7月	その他の事業	3	土砂崩壊災害現場の写真撮影業務に従事していたところ、午後4時10分頃山上方向で休憩中の労働者の具合が悪くなり、これを介抱していた労働者も体調が悪くなった。また、上記労働者を搬送するため、救急隊を迎えに行った別の労働者も体調不良を訴えたもの。

※ 署別(鹿屋)は鹿児島署管内事業場が鹿屋署管内で作業中に発生したため。

熱中症を防ごう!

事業主さん、働く皆さん

「職場における熱中症予防対策」^(※1)をご存じですか?

熱中症とは、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称で、次のような症状が現れます。

めまい・失神

筋肉痛・筋肉の硬直

大量発汗

頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感

意識障害・痙攣・手足の運動障害

高体温

高温多湿な環境では熱中症が多発します。

以下の項目をチェックして

職場の熱中症予防に努めましょう!

- ☒ ^(※2) WBGT値^(※2)の低減に努めていますか?
- ☒ 熱への順化期間^(※3)を設けていますか?
- ☒ 自覚症状の有無にかかわらず水・塩分を摂っていますか?
- ☒ 透過性・通気性の良い服を着ていますか?
- ☒ 睡眠不足・体調不良ではありませんか?

(※1)平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」に基づく、職場における熱中症予防対策

(※2)WBGT(Wet-Bulb Globe Temperature)値＝暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数で、乾球温度・自然湿球温度・黒球温度から算出する数値

(※3)熱に慣れ、当該環境に適応させるために計画的に設ける期間



ひと・くらし・
みらいのために

厚生労働省労働基準局・都道府県労働局・労働基準監督署

1 熱中症の症状と分類

熱中症とは、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分(ナトリウムなど)のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称で、表1のような様々な症状が現れます。

表1・これらの症状が現れた場合には、熱中症を発症した可能性があります

I 度	めまい・失神… 「立ちくらみ」のこと。「熱失神」と呼ぶこともあります。 筋肉痛・筋肉の硬直… 筋肉の「こむら返り」のこと。「熱痙攣」と呼ぶこともあります。 大量の発汗	重症度 小
II 度	頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感… 体がぐったりする、力が入らない、など。従来「熱疲労」と言われていた状態です。	
III 度	意識障害・痙攣・手足の運動障害… 呼びかけや刺激への反応がおかしい、ガクガクと引きつげがある、真直ぐに歩けない、など。 高体温… 体に触ると熱いという感触があります。従来「熱射病」と言われていたものが相当します。	重症度 大

2 WBGT値（暑さ指数）の活用について

WBGT値とは（注1）

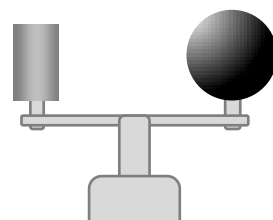
暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数で、次式により算出されます。

①屋内、屋外で太陽照射のない場合（日かげ）

$$\text{WBGT値} = 0.7 \times \text{自然湿球温度} + 0.3 \times \text{黒球温度}$$

②屋外で太陽照射のある場合（日なた）

$$\text{WBGT値} = 0.7 \times \text{自然湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度}$$



WBGT値測定器（例）

WBGT基準値に基づく評価について（注2）

作業場所におけるWBGT値が、WBGT基準値を超えるおそれがある場合には、熱中症にかかる可能性が高くなりますので、次のフローチャートに基づいて、対策を講じてください。

まず、WBGT値を作業中に測定するよう努めてください

WBGT値については、表4の「WBGT値と気温・相対湿度の関係」も参考としてください

測定したWBGT値を、表2のWBGT基準値と比較します

WBGT値がWBGT基準値を超える（おそれがある）場合には…

冷房などにより、作業場所のWBGT値の低減を図ります
身体作業強度（代謝率レベル）の低い作業に変更します
WBGT基準値より低いWBGT値での作業に変更します

それでもWBGT基準値を超える（おそれがある）場合には…

5ページ～「③熱中症予防対策について」の徹底を図りましょう

（注1）WBGT値の測定方法は、平成17年7月29日付け基安発第0729001号「熱中症の予防対策におけるWBGTの活用について」を参照してください。

（注2）WBGT基準値は、既往症がない健康な成年男性を基準に、ばく露されてもほとんどの者が有害な影響を受けないレベルに相当するものとして設定されていることに留意する必要があります。

表2・身体作業強度等に応じたWBGT基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	WBGT基準値			
		熱に順化している人(℃)		熱に順化していない人(℃)	
0 安静	・ 安静	33		32	
1 低代謝率	・ 楽な座位 ・ 軽い手作業(書く、タイピング、描く、縫う、簿記) ・ 手及び腕の作業(小さいベンチツール、点検、組み立てや軽い材料の区分け) ・ 腕と足の作業(普通の状態での乗り物の運転、足のスイッチやペダルの操作) ・ 立位 ・ ドリル(小さい部分) ・ コイル巻き ・ 小さい力の道具の機械 ・ ちょっとした歩き(速さ3.5km/h) ・ フライス盤(小さい部分) ・ 小さい電気子巻き	30		29	
2 中程度代謝率	・ 継続した頭と腕の作業(くぎ打ち、盛土) ・ 腕と脚の作業(トラックのオフロード操縦、トラクター及び建設車両) ・ 腕と胴体の作業(空気ハンマーの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、草掘り、果物や野菜を摘む) ・ 軽量の荷車や手押し車を押したり引いたりする ・ 3.5～5.5km/hの速さで歩く ・ 鍛造	28		26	
3 高代謝率	・ 強度の腕と胴体の作業 ・ 重い材料を運ぶ ・ 大ハンマー作業 ・ 草刈り ・ 硬い木にかんなをかけたりのみで彫る ・ 5.5～7.5km/hの速さで歩く ・ 重い荷物の荷車や手押し車を押したり引いたりする ・ 鋳物を削る ・ コンクリートブロックを積む ・ シャベルを使う ・ のこぎりをひく ・ 掘る	気流を感じないとき	気流を感じるとき	気流を感じないとき	気流を感じるとき
		25	26	22	23
4 極高代謝率	・ 最大速度の速さでとても激しい活動 ・ おのを振るう ・ 激しくシャベルを使ったり掘ったりする ・ 階段を登る、走る、7km/hより速く歩く	23	25	18	20

※ 本表は、日本工業規格Z8504(人間工学—WBGT(湿球黒球温度)指数に基づく作業者の熱ストレスの評価—暑熱環境) 附属書A「WBGT熱ストレス指数の基準値表」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したものです。
 ※ 熱に順化していない人とは、「作業する前の週に毎日熱にばく露されていなかった人」のことをいいます。

表3・衣類の組合わせによりWBGT値に加えるべき補正值

下記の衣類を着用して作業を行う場合にあっては、算出されたWBGT値に、各補正值を加えてください。

衣服の種類	作業服(長袖シャツとズボン)	布(織物)製つなぎ服	二層の布(織物)製服	SMSポリプロピレン製つなぎ服	ポリオレフィン布製つなぎ服	限定用途の蒸気不浸透性つなぎ服
WBGT値に加えるべき補正值(℃)	0	0	3	0.5	1	11

※ 補正值は、一般にレベルAと呼ばれる完全な不浸透性防護服に使用しないでください。
 ※ 重ね着の場合に、個々の補正值を加えて全体の補正值とすることはできません。

表4・WBGT値と気温、相対湿度との関係

		相对湿度(%)																
		20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100
気温(℃)(乾球温度)	40	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
	39	28	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42	43
	38	28	28	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42
	37	27	28	29	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41
	36	26	27	28	29	29	30	31	32	33	34	34	35	36	37	38	39	39
	35	25	26	27	28	29	29	30	31	32	33	33	34	35	36	37	38	38
	34	25	25	26	27	28	29	29	30	31	32	33	33	34	35	36	37	37
	33	24	25	25	26	27	28	28	29	30	31	32	32	33	34	35	35	36
	32	23	24	25	25	26	27	28	28	29	30	31	31	32	33	34	34	35
	31	22	23	24	24	25	26	27	27	28	29	30	30	31	32	33	33	34
	30	21	22	23	24	24	25	26	27	27	28	29	29	30	31	32	32	33
	29	21	21	22	23	24	24	25	26	26	27	28	29	29	30	31	31	32
	28	20	21	21	22	23	23	24	25	25	26	27	28	28	29	30	30	31
	27	19	20	21	21	22	23	23	24	25	25	26	27	27	28	29	29	30
	26	18	19	20	20	21	22	22	23	24	24	25	26	26	27	28	28	29
	25	18	18	19	20	20	21	22	22	23	23	24	25	25	26	27	27	28
	24	17	18	18	19	19	20	21	21	22	22	23	24	24	25	26	26	27
23	16	17	17	18	19	19	20	20	21	22	22	23	23	24	25	25	26	
22	15	16	17	17	18	18	19	19	20	21	21	22	22	23	24	24	25	
21	15	15	16	16	17	17	18	19	19	20	20	21	21	22	23	23	24	
WBGT値		注 意 25℃未満					警 戒 25℃～28℃				厳 重 警 戒 28℃～31℃				危 険 31℃以上			

(ここで、28℃～31℃は、28℃以上31℃未満の意味)

(日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針」Ver.3 から)

※ この図は、気温と湿度から簡単にWBGT値を推定するために作成されたものであり、室内で日射が無い状態(黒球温度が乾球温度と等しい。)とされたものなので、正確なWBGT値と異なる場合があります。特に、屋外においては輻射熱が大きいので注意が必要です。
(「日常生活における熱中症予防指針」Ver.3から)

※ 危険・厳重警戒などの分類は、日常生活上での基準であって、労働の場における熱中症予防の基準には当てはまらないことに注意が必要です。

③ 熱中症予防対策について

職場における熱中症を予防するために、次の1～5の熱中症予防対策を講じましょう。(なお、詳細については、平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」をご覧ください。)

1 作業環境管理

(1) WBGT値の低減など

- WBGT値が、WBGT基準値を超える(おそれのある)作業場所(→「高温多湿作業場所」といいます。)においては、「熱を遮る遮へい物」、「直射日光・照り返しを遮ることができる簡易な屋根」、「通風・冷房の設備」の設置などに努めてください。

※ 通風が悪い場所での散水については、散水後の湿度の上昇に注意してください。

(2) 休憩場所の整備など

- 高温多湿作業場所の近隣に、冷房を備えた休憩場所・日陰などの涼しい休憩場所を設けるよう努めてください。
- 高温多湿作業場所やその近隣に、氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワーなどの、身体を適度に冷やすことのできる物品や設備を設けるよう努めてください。
- 水分・塩分の補給を、定期的、かつ容易に行えるよう、高温多湿作業場所に、飲料水の備え付けなどを行うよう努めてください。

2 作業管理

(1) 作業時間の短縮など

- 作業の状況などに応じて、「作業の休止時間・休憩時間の確保と、高温多湿作業場所での連続作業時間の短縮」、「身体作業強度(代謝率レベル)が高い作業を避けること」、「作業場所の変更」に努めてください。

(2) 熱への順化

- 計画的に、熱への順化期間を設けるよう努めてください。

※ 例: 作業者が順化していない状態から、7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くします。
(ただし、熱へのばく露を中断すると、4日後には順化の喪失が始まり、3～4週間後には完全に失われます。)

(3) 水分・塩分の摂取

- 自覚症状の有無に関わらず、作業の前後、作業中の定期的な水・塩分の摂取を指導してください。摂取を確認する表の作成、作業中の巡視における確認などにより、その摂取の徹底を図ってください。

※ 作業場所のWBGT値がWBGT基準値を超える場合、少なくとも、0.1～0.2%の食塩水、または、ナトリウム40～80mg/100mlのスポーツドリンク・経口補水液などを、20～30分ごとに、カップ1～2杯程度摂取することが望ましいところです。(ただし、身体作業強度などに応じて、必要な摂取量は異なります。)

(4) 服装など

- 熱を吸収する服装、保熱しやすい服装は避け、クールジャケットなどの、透湿性・通気性の良い服装を着用させてください。
- 直射日光下では、通気性の良い帽子(クールヘルメット)などを着用させてください。

(5) 作業中の巡視

- 高温多湿作業場所の作業中は、巡視を頻繁に行い、作業者が定期的な水分・塩分を摂取しているかどうか、作業者の健康状態に異常はないかを確認してください。なお、熱中症を疑わせる兆候が表れた場合においては、速やかに、作業の中断などの必要な措置を講じてください。

3 健康管理

(1) 健康診断結果に基づく対応など

- 健康診断および異常所見者への医師などの意見に基づく就業上の措置を徹底してください。
 - ・ 労働安全衛生規則第43条～第45条に基づく健康診断の項目には、糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全などの、熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患と密接に関係した、血糖検査、尿検査、血圧の測定、既往歴の調査などが含まれています。
 - ・ 労働安全衛生法第66条の4・第66条の5に基づき、健康診断で異常所見があると診断された場合には、医師などの意見を聴き、当該意見を勘案して、必要があると認めるときは、事業者は、就業場所の変更、作業の転換などの適切な措置を講ずることが義務付けられています。このことに留意の上、これらの徹底を図ってください。
- 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患を治療中の労働者について。
 - ・ 事業者は、高温多湿作業場所における、作業の可否、当該作業を行う場合の留意事項などについて、産業医・主治医などの意見を勘案して、必要に応じて、就業場所の変更、作業の転換などの適切な措置を講じてください。

※ 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患には、糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係の疾患、広範囲の皮膚疾患などがあります。

(2) 日常の健康管理など

- 睡眠不足、体調不良、前日などの飲酒、朝食の未摂取、感冒などによる発熱、下痢などによる脱水などは、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあります。
⇒ 日常の健康管理について、指導を行うとともに、必要に応じて、健康相談を行ってください。
- 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患を治療中の労働者について。
⇒ 熱中症を予防するための対応が必要であることを労働者に対して教示するとともに、労働者が主治医などから熱中症を予防するための対応が必要とされた場合、または労働者が熱中症を予防するための対応が必要となる可能性があるかと判断した場合は、事業者に申し出るよう指導してください。

(3) 労働者の健康状態の確認

- 作業開始前・作業中の巡視などによって、労働者の健康状態を確認してください。

(4) 身体の状態の確認

- 休憩場所などに、体温計や体重計などを備えることで、必要に応じて、体温、体重その他の身体の状態を確認できるように努めてください。
- 以下は、熱へのばく露を止めることが必要とされている兆候です。
 - ・ 心機能が正常な労働者については、1分間の心拍数が、数分間継続して、180から年齢を引いた値を超える場合
 - ・ 作業強度のピークの1分後の心拍数が、120を超える場合
 - ・ 休憩中などの体温が、作業開始前の体温に戻らない場合
 - ・ 作業開始前より、1.5%を超えて体重が減少している場合
 - ・ 急激で激しい疲労感、悪心、めまい、意識喪失などの症状が発現した場合 など

4 労働衛生教育

- 作業を管理する者や労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行ってください。
(1)熱中症の症状 (2)熱中症の予防方法 (3)緊急時の救急処置 (4)熱中症の事例
なお、(2)の事項には、1～4に示した熱中症予防対策が含まれます。

5 救急処置

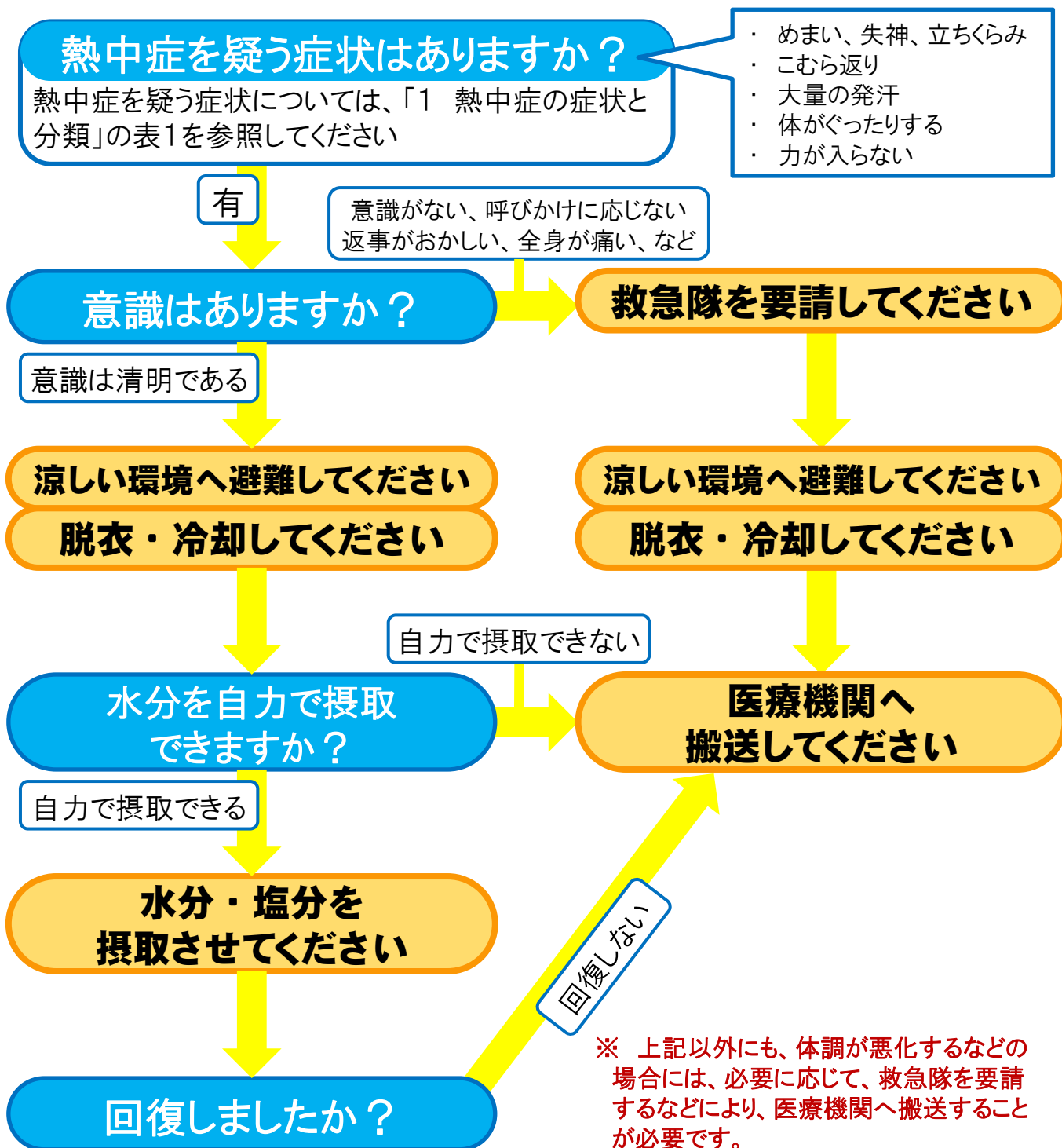
(1) 緊急連絡網の作成・周知

- あらかじめ、病院・診療所などの所在地や連絡先を把握するとともに、緊急連絡網を作成し、関係者に周知してください。

(2) 救急措置

- 具体的な救急処置については、下図「熱中症の救急処置（現場での応急処置）」を、参考にしてください。

図・熱中症の救急処置（現場での応急処置）



④ 職場の熱中症予防対策は万全ですか？

職場の熱中症予防対策は万全ですか？ 下記のチェックリストで自主点検してみましょう。
（「いいえ」のときには、該当するページをご確認ください。）

職場における熱中症予防対策 (H21.6.19基発第0619001号) 自主点検表

① WBGT値(暑さ指数)を知っていますか？	☐ はい ☐ いいえ	⇒ 2ページへ
② WBGT値(暑さ指数)の低減を図っていますか？	☐ はい ☐ いいえ	⇒ 5ページへ
③ 休憩場所は整備していますか？	☐ はい ☐ いいえ	⇒ 5ページへ
④ 高温多湿作業場所などで、連続作業時間の短縮を図っていますか？	☐ はい ☐ いいえ	⇒ 5ページへ
⑤ 高温多湿作業場所に労働者を就かせる際に、順化期間を設けていますか？	☐ はい ☐ いいえ	⇒ 5ページへ
⑥ 自覚症状の有無に関わらず、労働者に水分・塩分を摂取させていますか？	☐ はい ☐ いいえ	⇒ 5ページへ
⑦ 労働者に、透湿性・通気性の良い服装や帽子を、着用させていますか？	☐ はい ☐ いいえ	⇒ 5ページへ
⑧ 作業中の巡視を行っていますか？	☐ はい ☐ いいえ	⇒ 5ページへ
⑨ 健康診断結果に基づき、就業場所の変更・作業転換などの措置を講じていますか？	☐ はい ☐ いいえ	⇒ 6ページへ
⑩ 日常の健康管理について、労働者に指導していますか？	☐ はい ☐ いいえ	⇒ 6ページへ
⑪ 作業開始前・作業中に、労働者の健康状態を確認していますか？	☐ はい ☐ いいえ	⇒ 6ページへ
⑫ 体温計などを常備し、必要に応じて身体の状態を確認できるようにしていますか？	☐ はい ☐ いいえ	⇒ 6ページへ
⑬ 熱中症を予防するための労働衛生教育を行っていますか？	☐ はい ☐ いいえ	⇒ 6ページへ
⑭ 熱中症の発症に備えて、緊急連絡網を作成し、関係者に周知していますか？	☐ はい ☐ いいえ	⇒ 7ページへ
⑮ 熱中症を疑わせる症状が現れた場合の救急処置を知っていますか？	☐ はい ☐ いいえ	⇒ 7ページへ

**ご不明な点などがございましたら、お近くの都道府県労働局
または労働基準監督署へお問い合わせください。**